

旧伊丹市立博物館解体工事の請負契約の一部を変更する
契約を締結することについて

旧伊丹市立博物館解体工事の契約金額を変更するため、下記のとおり請負契約の一部を変更する契約を締結する。よって、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年伊丹市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

令和4年12月22日締結した旧伊丹市立博物館解体工事の請負契約中「契約金額 金179,124,000円」を「契約金額 金193,182,000円」に改める。

令和5年12月1日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

(参 考)

1 工事の名称及び位置

名称 令和4年度旧伊丹市立博物館解体工事

位置 伊丹市千僧1丁目1番地の1

2 契約の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の
2第1項第2号の規定による随意契約

3 契約金額

金193,182,000円

（当初の契約金額からの増加額14,058,000円）

4 契約の相手方

住 所 尼崎市道意町3丁目1番地

名 称 株式会社三田工務店

代表者 代表取締役 三田 恭男

5 工事変更の概要

土留工及び埋戻し土の仕様変更並びに石綿除去範囲の増等